

## 障害児保育所等利用者負担額補助金の見直しについて

### 1 前回の分科会でいただいたご意見

他市の状況はどうなっているのか。

### 2 他市の状況

県内 18 市及び中核市 46 市に対して、調査を実施した。(H29.6 月実施)

回答の結果、長野市と類似した事業を行っている市は、わずかに 1 市だった。

#### 【調査結果】

県内 18 市中 . . . 0 市

中核市 46 市中 . . . 1 市 (東大阪市)

#### 【事業内容の比較】

	長野市	東大阪市
対象施設	保育園 (2・3 号) 認定こども園 (2・3 号)	保育園 (2・3 号) 認定こども園 (1・2・3 号) 公立幼稚園 (1 号)
平成 28 年度の 対象者数	31 人 【内訳】 手帳所有者 17 人 手帳以外 14 人 ※手帳以外とは、特児受給者、 診断書及び専門機関の意見書	114 人 【内訳】 手帳所有者 53 人 手帳以外 61 人 ※手帳以外とは、特児受給者 及び審査部会で障害児と認定 された児童
補助率	支払った保育料の 1/6 (約 16.6%)	利用者負担額の 15%
所得制限	あり	なし

※東大阪市については、子育て支援課が担当しており、支払った保育料に対して補助金を交付するのではなく、支払う保育料を減免している。

### 3 手帳所有者の状況

就学前児童の手帳の所有状況（平成 23 年 4 月 2 日生まれ以降）

平成 29 年 10 月 1 日時点

長野市内の 6 歳以下の人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳
21,820 人	60 人	106 人	4 人

※手帳の重複あり

なお、特別児童扶養手当受給者のうち、就学前児童で手帳を所有していない者は 131 人中 39 人、約 3 割程度いる。

特別児童扶養手当とは、精神や身体に法で定める程度の障害のある児童を監護している父または母、あるいは父母にかわって児童を養育している者に支給される手当で、認定にあたっては医師の診断書により判定が行われる。また、保育料の軽減も受けることができる。

### 4 見直しの方向性

国の施策により保育料が大幅に軽減された世帯では、重複して優遇措置を講ずることになり、本補助金の必要性はなくなったと考える。一方、手帳の交付を受けていない世帯では、保育料の軽減を受けられないが、現在の診断書や専門機関の意見書などでは、判断基準が明確ではなく、公平性の観点から問題がある。

なお、手帳の交付を受けていない世帯でも、特別児童扶養手当の認定を受けている場合には、保育料の軽減対象となることから、広く手当制度についても周知を行っていききたい。また、診断書及び意見書を提出した者のうち、その後、半年以内に手帳を取得したケースが約 3 割程度あることから、手帳の取得についても、周知を図っていききたい。

以上のことから、国の動向及び他市の状況等を踏まえ、障害児保育所等利用者負担額補助金について、平成 29 年度をもって廃止することとしたい。

(参考：平成 29 年度 補助対象者数の見込み)

	平成 29 年度（見込み）	手帳等あり	手帳等なし
年長	9 人	6 人	3 人
年中	6 人	3 人	3 人
年少	6 人	4 人	2 人
未満児	4 人	1 人	3 人
<b>合計</b>	<b>25 人</b>	<b>14 人</b>	<b>11 人</b>

※平成 29 年度の見込みは、過去 3 年間の平均人数から算出